雨晴苑デイサービスセンター

指定通所介護重要事項説明書

雨晴苑デイサービスセンターが介護サービスを提供するに当たり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）第８条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

１　施設経営法人

（１）法　　人　　名　　社会福祉法人　永寿会
（２）法 人 所 在 地　　高岡市太田５８番地
（３）電　話　番　号　　０７６６-４４-７３７０　（FAX）０７６６-４４-６６８６
（４）代 表 者 氏 名　　理事長　木田 幸作
（５）法人設立年月日　　平成元年９月１日

２ 利用施設の概要

事 業 所 名 称	雨晴苑デイサービスセンター
所　　在　　地	高岡市太田５８番地
電　話　番　号	０７６６-４４-０６０４
事 業 所 番 号	富山県 1670200201 号
開 設 年 月 日	平成元年９月１日
所長（施設長）	石浦 克行
管　　理　　者	中谷内 由理
利　用　定　員	３０人

３　運営方針

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活に必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

４　職員の配置　　（　）は内数で、兼務職員数

職　　種	常勤職員	非常勤職員	計	備　　考
所長（施設長）	（１）名		（１）名	雨晴苑施設長兼務
管　　理　　者	1 (1)		1 (1)	総合事業兼務
生 活 相 談 員	3 (3)		3 (3	総合事業兼務
機能訓練指導員		1 (1)	1 (1)	総合事業兼務
介　護　職　員	3 (2)	5	8 (2)	総合事業兼務
看　護　職　員		3 (1)	3 (1)	総合事業兼務
自 動 車 運 転 員		3	3	総合事業兼務

5　営業日及び営業時間等

（1）営 業 日　　月曜日～金曜日まで（ただし、12 月 31 日～翌年 1 月 2 日までを除く。）

（2）営業時間　　8：00 ～ 17：30

（3）介護サービス提供時間　　8:30 ～ 16:30

6　職員の勤務体制

職　　種	勤　務　体　制	
所長・管理者		９：００ ～ １７：４５
生 活 相 談 員		８：００ ～ １６：４５
機 能 訓 練 員		９：００ ～ １７：４５
介　護　職　員	早番	８：００ ～ １６：４５
	平常	９：００ ～ １７：４５
看　護　職　員		９：００ ～ １７：４５
自動車運転員	午前	８：００ ～ １０：００
	午後	１５：３０ ～ １７：３０

7　設備等の概要

事業所では下記の設備を用意しています。

設　　備		室　　数
機 能 訓 練 室		1
医　　務　　室		1
休　　憩　　室		1
食　　堂		1
談　　話　　室		1
浴　室	一　般	1
	特　別	2

8　介護サービス等の概要と利用料金（法定代理受領を前提としています。）

サービスの種別	内　　容	利用料金
送　　迎	○ 自宅への送迎を行います。 ○ 自宅の鍵、火気の確認、車椅子への移乗等を行います。 ○ 送迎車両に安全乗降できるよう介助いたします。	別紙のとおり

健康管理	○　心身状況によって、服薬管理をいたします。	別紙のとおり
機能訓練	○ 心身の状況を踏まえ、日常生活を送るうえで必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。	別紙のとおり
排　　泄	○ 自立排泄を基本とし、定時誘導排泄、おむつ交換等を利用者の状況に合わせて行います。 ○ プライバシーに配慮いたします。	別紙のとおり
入浴・清拭等	○ 身体の状況に応じた入浴設備で入浴していただきます。　身体の状況によりシャワー浴又は清拭となる場合があります。 ○ 身体全体の状態に異常がないかを確認し利用者の能力を生かしながら洗身、洗髪、着脱の支援・介助を行います。	別紙のとおり
整　　容	○ 身だしなみを整えるお手伝いをいたします。	別紙のとおり
食　　事	○ 食事時間 昼　食　１２：００～ おやつ　１５：００～ ○ 食事場所 食堂・休憩室（ふれあいホール）で食事を摂っていただきます。 ○ 季節の食材や利用者の要望を取り入れた献立で「食」を楽しめるよう工夫いたします。 ○ 持病によりカロリー制限や塩分制限のある方には、制限に応じた食事を提供いたします。（食べ物アレルギーのある方は、事前にご相談ください。） ○ 栄養バランスや身体状況に合わせた食事形態を考慮した食事を提供いたします。 ○ 食事が摂やすい動作、姿勢、自助具の使用等、安全に食事ができる工夫を家族と協力しながら改善を図ります。 ○ 誤嚥性肺炎の予防のための口腔体操や歯磨きを行います。	別紙のとおり

※　その他、日常生活に必要な物品につきましては、利用者の全額負担となっておりますのでご了承ください。

9　通常の送迎の実施地域

高岡市、氷見市及び射水市内

10　介護サービスの利用に当たっての留意事項

（1）送迎時間及び送迎中止期間

送迎は原則として 8:00～17:00 の間とします。

（2）送迎時間の連絡

ア　介護サービス開始前に時間と乗車場所の確認をいたします。

イ　交通事情等により予定時刻に到着しない場合があります。

（3）体調確認

ア　来所時、健康チェックを行います。

イ　随時、様子観察を行い、体調が悪い場合は家族に連絡いたします。

（4）介護サービスの中止・変更

以下の場合には、利用者又は家族に連絡のうえ、介護サービスを中止又は変更する場合があります。

ア　風邪、疾病等により介護サービスを継続することが困難なとき。

イ　体調が悪く介護サービスを継続することが困難なとき。

ウ　感染症等拡大防止対策のために、介護サービスを継続することが困難と認められるとき。

エ　天候不順（降雪、台風等）又は災害等により介護サービスの実施が困難なとき。

（5）送迎時間の変更

以下の場合には利用者又は家族に連絡のうえ、送迎時間を変更する場合があります。

ア　営業時間等を変更する場合

イ　バスハイク等の行事実施に伴い、送迎時間が変更となる場合

ウ　天候不順（降雪、台風等）又は災害等により送迎時間を変更する場合

（6）利用日・時間の変更

利用日、利用時間を変更される場合には事前にご相談ください。

（7）事業所内での禁止事項

ア　けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

イ　政治活動、宗教、習慣等により自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。

ウ　指定した場所以外で火気を用いること。

エ　故意又は無断で施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

11　守秘義務

事業者及び事業所の職員は、介護サービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（その業務を退いた後も同様とする。）。この守秘義務は、指定通所介護契約が終了した後も継続します。ただし、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合、又は利用者に関わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、情報を提供できるものとします。

12　事故発生時の対応

事業者は、介護サービスの提供に当たって事故が発生した場合は、速やかに利用者の後見人、家族、代理人及び住所地のある市町村等、関係者に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

13　緊急時の対応

（１）　事業者は、利用者の病状の急変、その他身体等に異常が認められた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力病院等へ連絡を行うとともに、ご家族等及び市町村等へ速やかに報告し、必要な処置を講ずるものとします。

（２）（１）の場合の家族等への緊急連絡先は、下記に記載した家族とします。

氏　　名	
住　　所	
電話(携帯)番号	（　　）
続　　柄	

（３）　緊急を要する場合は、状況を見極めて救急車の要請など速やかに適切な対応を行います。

14　苦情等申立て窓口

（１）事業所の介護サービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、事業所の管理者又は生活相談員までお気軽にご相談ください。又、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。

（２）行政機関　高岡市福祉保健部 長寿福祉課
　　高岡市広小路７－５０　　電話０７６６－２０－１３６５
　　氷見市市民部　福祉介護課
　　氷見市鞍川１０－６０　　電話０７６６－７４－８１１１
　　射水市福祉保健部　介護保険課
　　射水市新開発４１０－１　　電話０７６６－５１－６６２７

（３）富山県国民健康保険団体連合会

富山市下野９９５－３　富山県市町村会館内

電話０７６－４３１－９８３３

（４）富山県福祉サービス運営適正化委員会

富山市安住町５－２１　富山県総合福祉会館（サンシップとやま）内

電話０７６－４３２－３２８０

15　災害時の対策

災害時の対応	別途定める「雨晴苑消防計画」に基づき対応します。
平常時の訓練	別途定める「雨晴苑消防計画」に基づき年２回避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
防　災　設　備	１　消火器具 ２　屋内消火栓設備 ３　自動火災報知設備 ４　スプリンクラー設備 ５　消防機関で通報する火報設備 ６　避難器具 ７　誘導灯及び誘導標識 ８　非常電源（自家発電設備） ９　防排煙制御設備（自動防火扉）

16　事業所を利用する際の留意事項

設備器具の利用	○　施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、原則として弁償していただきます。
喫　煙・飲　酒	○　喫煙・飲酒は一切お断りします。
迷惑行為等	○　騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ○　利用者及び職員に対する不快な行為によって、事業所内の環境を乱すようなことは行わないでください。

指定通所介護の利用開始に当たり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

説明者　　雨晴苑デイサービスセンター

生活相談員　　印

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意いたしました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住　　所：

氏　　名：　　印

代理人　　住　　所：

氏　　名：　　印

利用者との関係　（　　）